

コンプライアンスの行動方針

公益財団法人東洋食品研究所（以下、「当法人」と言う）が行う事業活動を健全且つ適切に運営する為、当研究所の役員及び職員（以下、「役職員」と言う）は、公私問わず常に法令等を遵守することが重要であり、理事等役員がコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、当法人全体でコンプライアンスの仕組みを整備し推進する事が必要である。

行動方針ではコンプライアンスの仕組みを整備する。

1. コンプライアンスの仕組み整備

（1）「コンプライアンス規定」の策定

ア) 理事会は、コンプライアンスの重要性を理解し、現状を認識し、適正なコンプライアンスの仕組みの整備に向け「コンプライアンス規定」を策定するものとする。

イ) 「コンプライアンス規定」は、法改正等随時適切な内容に見直しを行うものとする。

ウ) 反社会的勢力への対応は、警察行政等と連携し断固とした姿勢で臨むこととする。

（2）コンプライアンスのための組織の整備

ア) 代表理事は、理事会の同意の元、コンプライアンス担当理事1名選任し、他の理事や事務局から独立した立場で適切な役割を担わせる仕組みを整備するものとする。

イ) 理事会は、コンプライアンスに関する問題を適時且つ的確に認識する為に必要となる情報が、事務局責任者等からコンプライアンス担当理事に速やかに報告される仕組みを整備するものとする。

ウ) 理事会は、コンプライアンス担当理事にコンプライアンスの仕組みの確保のために必要な権限を与えるものとする。

エ) コンプライアンス担当理事は、事業運営に重大な影響を与える様な事項、第三者の利益を著しく阻害する一切の事項について、速やかに理事会に報告するものとする。

2. コンプライアンス担当理事の役割

（1）コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス関連情報を的確に収集・管理し、必要な調査を行うものとする。

（2）コンプライアンス担当理事は、収集したコンプライアンス関連情報を分析し、分析結果に基づき、事務局責任者や関連する部長に対し報告・改善を求めるなど、改善に向けた取組を不断に行うものとする。理事会に対しては、改善の為の提言を行うものとする。

（3）コンプライアンス担当理事は、不祥事件の未然防止・再発防止のために、効果的な防止策を検討、策定するものとする。

3. 指導・研修・管理等

（1）コンプライアンス担当理事は、不祥事件の未然防止の観点から、コンプライアンスを徹底するため、役職員等が教育、研修等に参加できる仕組みの整備に努めるもの

とする。

- (2) コンプライアンス担当理事は、別に定める特定の業務に特定の職員を長期間従事させない様、部門長と共に配慮する。

4. 責任追及

コンプライアンス担当理事は、法令等違反行為が発覚した場合、直ちに事実関係の真相を究明し、同様の問題が他に生じていないか等確認を行う。また、法令等違反行為を行った者だけでなく、管理職制を含め関係者の責任も追及する事とする。

5. 不祥事件等への対応

- (1) 役職員等は、不祥事件又はその疑いのある行為を発見した場合、コンプライアンス担当の理事又は事務局責任者に迅速な報告を行うものとする。
- (2) コンプライアンス担当理事は、規程等に則り理事会報告及び、不祥事件の関係者から独立した部署の部門長による調査が速やかに行われる仕組みを整備するものとする。
- (3) コンプライアンス担当理事は、事実関係の調査・解明、関係者及び監督責任等を明確に図る事ができる体制を、不祥事件の関係者とは独立して整備するものとする。
- (4) コンプライアンス担当理事は、不祥事件の発生原因を理解し、未然防止の観点から役職員等に分析結果を還元すると共に、再発防止のための措置を速やかに講じるものとする。
- (5) コンプライアンス担当理事は、不祥事件の行為者及びその管理責任者等に対し、職員就業規則等に鑑み、責任と懲罰を明確にするものとする。
- (6) コンプライアンス担当理事は刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、速やかに警察等関係機関等へ通報を行うものとする。
- (7) 競争的外部資金研究費の不祥事は、「公的研究費管理規定」に基づき対応するものとする。

(改廃)

この行動方針の改廃は、コンプライアンス委員会の決議を経て行う。

附則

この行動方針は、平成27年2月20日から適用する。

改定

平成31年2月18日(当研究所→当法人)